

○「バス停留所設置位置の基準」の制定について

(昭和36年6月17日島交第1336号本部長例規通達)

近時、バス運送事業の飛躍的發展に伴い、これに関連した交通事故は逐年増加の傾向を示し、とくに都市周辺においては交通の混雑複雑化に著しい影響を及ぼしているところである。とくに、バスの停留所（停留所を表示する標示柱、標示板等の設けられている位置を含む。）位置が適切を欠いているために交通の見透しを妨げ、あるいは交通の円滑を阻害し、その結果交通事故を誘発し、又は交通事故発生の原因となっている事案が漸増の傾向にある。

このような好ましからざる状況の規制措置として、今般別添1のようにバス停留所設置位置の基準を制定し交通上の障害を除去して道路における危険を防止し、交通の円滑化を図ることとしたので管内の実情を十分に調査検討の上実効を期するよう努められたい。

なお、この件については、別添2のとおり島根県陸運事務所、島根県（土木部）と協議連絡済みであり、又島根県乗合乗用自動車協会長、国鉄中国自動車事務所長に対しては別添3のとおり協力を要請したが、関係市町村に対しては、各警察署においてそれぞれ十分な協議連絡をとり、これを円滑に推進するよう配意されたい。

別添1

1 バス停留所設置位置についての基準

路線を定めて定期的に運行するいわゆる乗合バスの停留所の設置にあたっては、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、設置しようとする位置附近の交通事情又は道路状況等により、この基準によりがたいものにあつては、交通上最も支障の生じない好適の場所を選定して設置することはやむを得ないものと認める。

(1) 交差点、まがりかど又はその附近に設置する場合

交差点、道路のまがりかど又はその附近（以下「交差点等」という。）に停留所を設けようとするものにあつては、当該交差点の側端又はまがりかどから30メートル以内に設置してはならないこととする。

2台以上の乗合バスが同一停留所に連続して停車するような場合にあつては、当該交差点から40メートル以内に設置してはならないこととする。

(2) 横断歩道、一時停止場所又はその附近に設置する場合

横断歩道又はその附近に停留所を設けようとするものにあつては、当該横断歩道（交差点等に接近して設けられてある横断歩道を除く。）から20メートル以内（同一停留所に2台以上の乗合バスが連続して停車するような場合にあつては30メートル以内）に設置してはならないこととする。

(3) 踏切の附近に設置する場合

踏切の附近に停留所を設けようとするものにあつては、当該踏切の前方又は後

方の側端から50メートル以内に設置してはならないこととする。

(4) 橋梁附近に設置する場合

道路幅員と比較して、著しく幅員の狭い橋梁附近に停留所を設けようとするものにあつては、当該橋梁の前方又は後方の側端から30メートル以内に設置してはならないこととする。

(5) 同一道路に併向して設置する場合

前記(1)から(3)までのほかに、同一道路に併向(向いあわせに)して停留所を設けようとするものにあつては、幅員10メートル未満の道路にあつては対向する停留所の間隔40メートル以内(歩車道の区別のない道路にあつては50メートル以内)に、幅員15メートル未満の道路にあつては対向する停留所の間隔30メートル以内(歩車道の区別のない道路にあつては40メートル以内)にそれぞれ設置しないこととする。

なお、前記(1)、(2)、(3)にあつては、当該交差点等、横断歩道、踏切を通過した後、この基準に適合する場所に設置することがのぞましいが、やむを得ない場合にあつてはこれによらずにその手前とすることができる。

(停留所位置規則の参考例末尾添付)

2 現に設置されている停留所に対する措置

現に設置されている停留所であつてこの基準に適合せず、移設を必要と認められるものについては関係運送事業者に指示して本年9月30日までに本基準に適合せしむるよう措置すること。

また、現に設置されている位置がこの基準に適合するも交通安全上このましくなくような特殊の場所に設置されている停留所又は道路、交通等の状況によりこの基準をあてはめることが至難な場所にあるものであつても交通上支障を伴うような位置にある停留所についても検討改善を加えて前記同様に支障除去の措置をとるようになること。ただし、前記の基準を適合せしむることによって運賃区間の変更を生じるようなもの、廃止しなければならなくなるもの又は地域住民に著しい不便影響を伴うようなものについては前期の期日にこだわりなく、関係者と十分協議連絡の上善処するように配慮すること。

3 今後の取扱い

(1) バス停留所時刻標識等の設置については、道路交通法第77条第1項第2号に基づき所轄警察署長の要許可行為となるものであり、従つて、現在設置されているものについては前項によつて措置するものとし、今後設置しようとして道路使用許可申請のあつたものに対しては、前記基準に適合するかどうかを十分たしかめて許可取扱いを行うようにすること。

(2) 島根県公安委員会と広島陸運局長との間の協定に基づき路線を定めて定期的に運行する一般乗合旅客自動車運送事業(いわゆる路線バス)の免許申請事案の取り扱いに当つては交通安全上の意見を陸運局長に具申することになっており、これが調査に当つてはその都度各署に手数を煩しているところであるが、今後当該

申請事案の実態調査に当っては、設置しようとする停留所の位置が前記基準に適合するものであるかどうかについても十分に調査の上報告すること。

図（略）

別添2

島交第1334号
昭和36年6月17日

島根県陸運事務所長
島根県土木部長 殿

島根県警察本部長

バス停留所位置の適正化について

交通事故の防止については平素格別のご協力を賜わり厚くお礼を申し上げます。

さて、最近の交通事故の激増はまことに憂慮にたえないところでありますが、バス運送事業の発展拡充に関連してバス停留所の設けられている位置の適否に直接間接影響して発生する交通事故も漸増の傾向を示し、また、一面円滑な交通の流れを渋滞化している現況にかんがみまして、適正な規制措置について先般来御協議と御指導を賜っているところでありますが、今般これが成案を得て別添1のように「バス停留所設置位置についての基準」を制定し、来たる9月30日までに県下齊一的に都市部及び国道、主要幹線道を重点に改善措置を行ない当該停留所設置位置の適正化を図り交通の円滑化と事故の未然防止に努めることとしましたので、今後特段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、管下各警察署長に対しては、別添2のとおり指示し、又島根県乗合乗用自動車協会長及び国鉄中国自動車事務所長に対しては別添3のとおり協力方を要請いたしていますから申し添えます。

別添3

島 交 第1335号
昭和36年6月17日

殿

島根県警察本部長

バス停留所位置の適正化について

交通事故の防止については平素から特別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、近時自動車交通の飛躍的な発達は実におどろくべきものがありますが、その反面交通事故の激増はまことに憂慮にたえない次第であります。この中において、バス運送事業の発展拡充に関連してバス停留所の設けられている位置の適否が直接あるいは間接に影響して発生する交通事故が漸増の傾向を示し、また、一面都市周辺においては、円滑な交通の流れを渋滞せしめている実情下にあります。新しい道路交通法においては、単に交通の安全を図ることだけではなく、交通の円滑をも図ることを目的としていることは御承知のとおりでございます。そのため、バス停留所位置の改善措置について先般来島根県陸運事務所、島根県土木部と当本部との間において種々協議検討をかさね、さらに、6月14日開催のバス会議の席上趣旨をご説明申し上げたところでありますが、今回別添のように「バス停留所設置についての基準」を定めましたので一応本年9月30日を目途に改善措置方をお願いする次第でございます。

新設されるものは別といたしまして、既設停留所の移転等にあたりましては、多くの困難が伴うことは十分承知いたしておりますが、こと人の生命身体、財産に直結する問題でもありますので、運賃区間の変更を生ずる等特殊事情のある場合を除いて前記期日までに改善の措置をしていただきますよう全幅のご協力をお願い申し上げますとともに、この趣意を貴組織下の各機関にも連絡していただき、この措置が円滑に推進されるよう重ねてご協力をお願い申し上げます。